
柔道整復師施術療養費に関するアンケートで

◆全国保険医団体連合会が整形外科医、一般市民を対象に実施した柔道整復師施術療養費に関するアンケートで、整形外科医の 93・4%が柔道整復に起因する、あるいは悪化した症例を経験していることが分かった。

◆長崎県保険医協会が行った同様のアンケートでは、骨折の見落としや整復によると思われる骨挫傷、肩関節脱臼の患者を「五十肩」と診断し関節可動域訓練を強制し骨髄を損傷、化膿性脊椎炎が悪化、亀裂骨折を伴っていたが温めたため血腫が増大したなど、具体的な症例も寄せられたという。

◆2007年度に医療保険から支払われた柔道整復師の療養費は3377億円で、産婦人科、皮膚科、小児科を上回っている。厚生労働省調査によると柔道整復請求の99・2%が「捻挫・打撲」に対し、別の整形外科医への複数調査では、外来レセプトで「捻挫・打撲」が占める割合は数%に過ぎず、実態との乖離が指摘されている

◆年配の知人などから、「腰痛」を訴え、保険が利くからとマッサージ代わりに整骨院に通っているとの話はよく聞く。医療保険財政が逼迫している現状でもあり、医療費がより有効、適正に使われるような是正が望まれる。



平成 22 年 1 月 29 日
全国保険医団体連合会

柔道整復師施術療養費に関するアンケート調査結果

平成 21 年 11 月 11 日に開催された政府の行政刷新会議による事業仕分け作業において指摘されたように、医療保険から支払われる柔道整復師による療養費は年々増加し、平成 19 年度には約 3,377 億円に達しています。これは、診療所入院外医療費でみると、産婦人科の 1,932 億円、小児科の 3,334 億円を上回る額です [別紙 1](#) 図 1)。

当会は、平成 21 年 12 月にインターネットを用いた柔道整復師療養費に関するアンケート調査を実施し、整形外科医 229 名、一般市民 200 名から回答を得ました。

厚生労働省の抜き取り調査によれば、柔道整復師の請求の 99.2%が捻挫、打撲であり、しかも 3 部位以上が 50.5%を占めていますが、これは余りにも実態と乖離しています。

整形外科医を対象としたアンケートによると、外来レセプトに占める捻挫、打撲の割合は、「3%未満」が 35.8%と最も多く、加重平均で 6.1%でした。

また、長崎県保険医協会が平成 21 年 11 月に整形外科医会員 151 人を対象にした FAX によるアンケート調査では、55 名から回答があり、1ヶ月のレセプト総件数は 43,240 件で、このうち、捻挫、打撲の割合は 2,098 件 (4.9%) でした。

平成 19 年度の捻挫、打撲の請求件数は整形外科が 360 万件に対し、柔道整復師は 3,690 万件と推計されます。その差 3,330 万件は金額に換算して年間約 3,100 億円となります [別紙 1](#) 図 2)。

一般市民を対象としたアンケートで、本来、柔道整復師には保険請求が認められない、慢性の肩こり、腰痛などで整骨院または接骨院を受診したという回答が 45.3%でした [別紙 2](#))。

さらに、捻挫、打撲全体に占める 3 部位の割合については、整形外科医の 92.6%が「3%未満」との回答しており、加重平均でも 2.4%に過ぎません。

日本臨床整形外科学会 (JCOA) が平成 21 年に実施した全国一斉調査でも、平均外傷

部位数は 1.22 部位と報告されています。

今回のアンケートで、3 部位以上で柔道整復師を受診したと推計される 1,860 万件は、整形外科を受診した 9 万件の約 200 倍に相当します。このような事は起こり得ず、柔道整復師の請求の 50.5%が 3 部位以上であることは明らかに不自然であります。

柔道整復師の請求の 50.5%を占める 3 部位以上、金額に換算すると年間約 1,700 億円となります [別紙 1](#) 図 2)。

加えて深刻なのが、整形外科医の 93.4%が柔道整復に起因する、あるいは悪化した症例を経験したことがある」と回答している点であります。長崎県保険医協会のアンケート調査結果でも、同じ設問に 65.5%が「ある」と回答し、骨折の見落とし、整復によると思われる骨挫傷、肩関節脱臼の患者に「五十肩」と診断し、関節可動域訓練を強制し骨髄損傷を来した症例、化膿性脊椎炎が悪化した症例、亀裂骨折を伴っていたが温めた結果、血腫が増大した症例等の具体例が寄せられています。これは国民の健康にかかわる重大な問題であると考えられます。

●平成 22 年 2 月 1 日 柔道整復師の請求の捻挫、打撲の%を 99.6%→99.2%に修正しました。

以上

<http://insite.typepad.jp/shigakuinfo/2010/01/291750.html>

2010 年 1 月 29 日 (金曜日)

柔道整復師施術療養費に関するアンケート調査結果

平成 22 年 1 月 29 日
全国保険医団体連合会

平成 21 年 11 月 11 日に開催された政府の行政刷新会議による事業仕分け作業において指摘されたように、医療保険から支払われる**柔道整復師**による療養費は年々増加し、平成 19 年度には約 3,377 億円に達しています。

これは、診療所入院外医療費でみると、産婦人科の 1,932 億円、小児科の 3,334 億円を上回る額です（[別紙 1](#) 図 1）。

当会は、平成 21 年 12 月にインターネットを用いた柔道整復師療養費に関するアンケート調査を実施し、整形外科医 229 名、一般市民 200 名から回答を得ました。

厚生労働省の抜き取り調査によれば、**柔道整復師の請求の 99.6%が捻挫、打撲**であり、しかも 3 部位以上が 50.5%を占めていますが、これは余りにも実態と乖離しています。

整形外科医を対象としたアンケートによると、外来レセプトに占める捻挫、打撲の割合は、「3%未満」が 35.8%と最も多く、加重平均で 6.1%でした。

また、長崎県保険医協会が平成 21 年 11 月に整形外科医会員 151 人を対象にした FAX によるアンケート調査では、55 名から回答があり、1 ヶ月のレセプト総件数は 43,240 件で、このうち、捻挫、打撲の割合は

2,098 件（4.9%）でした。

平成 19 年度の捻挫、打撲の請求件数は整形外科が 360 万件に対し、柔道整復師は 3,690 万件と推計されます。その差 3,330 万件は金額に換算して年間約 3,100 億円となります（別紙 1 図 2）。

一般市民を対象としたアンケートで、本来、柔道整復師には保険請求が認められない、慢性の肩こり、腰痛などで整骨院または接骨院を受診したという回答が 45.3%でした（別紙 2）。

さらに、捻挫、打撲全体に占める 3 部位の割合については、整形外科医の 92.6%が「3%未満」との回答しており、加重平均でも 2.4%に過ぎません。

日本臨床整形外科学会（JCOA）が平成 21 年に実施した全国一斉調査でも、平均外傷部位数は 1.22 部位と報告されています。

今回のアンケートで、3 部位以上で柔道整復師を受診したと推計される 1,860 万件は、整形外科を受診した 9 万件の約 200 倍に相当します。

このような事は起こり得ず、柔道整復師の請求の 50.5%が 3 部位以上であることは明らかに不自然であります。

柔道整復師の請求の 50.5%を占める 3 部位以上、金額に換算すると年間約 1,700 億円となります（別紙 1 図 2）。

加えて深刻なのが、整形外科医の 93.4%が柔道整復に起因する、あるいは悪化した症例を経験したことが「ある」と回答している点であります。

長崎県保険医協会のアンケート調査結果でも、同じ設問に 65.5%が「ある」と回答し、骨折の見落とし、整復によると思われる骨挫傷、肩関節脱臼の患者に「五十肩」と診断し、関節可動域訓練を強制し骨髄損傷を来した症例、化膿性脊椎炎が悪化した症例、亀裂骨折を伴っていたが温めた結果、血腫が増大した症例等の具体例が寄せられています。これは国民の健康にかかわる重大な問題であると考えられます。